

第2回計画検討部会資料

令和5年7月4日

資料2

くに きほんししん もと せいかもくひょういちらん  
国の基本指針に基づく成果目標一覧

さっぽろし ほけんふくし きょくしょう ほけんふくし ぶしょう ふくしか  
札幌市保健福祉局 障がい保健福祉部 障がい福祉課

せいかもくひょう しせつにゆうしょしゃ ちいきせいかつ いこう 成果目標① 施設入所者の地域生活への移行		備考
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標について		
【継続】	れいわ ねんどまつじてん せつにゆうしょしゃすう ばーせんといじょう ちいきせいかつ いこう せつにゆうしょしゃすう ばーせんといじょう ちいきせいかつ いこう 令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。	げんこうけいかく せつてい 現行計画で設定
2 施設入所者数の削減に関する目標について		
【継続】	れいわ ねんどまつじてん せつにゆうしょしゃすう ばーせんといじょう ちいきせいかつ いこう せつにゆうしょしゃすう ばーせんといじょう ちいきせいかつ いこう 令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。	げんこうけいかく せつてい 現行計画で設定
せいかもくひょう せいしんしょう たいおう ちいきほうかつけ あしすてむ こうちく 成果目標② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築		
【継続】	せいしんしょうがいしゃ せいしんびょうしょう たいいんご ねんい ない ちいき へいきんせいかつにつすう にちいじょう きほん 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上とすることを基本とする。	せつてい 設定しない
【継続】	れいわ ねんど ぜんこく せいしんびょうしょう ねんい じょうちよう きにゆういんかんじゃすう さいいじょう さいみまん もくひょうち せつてい 令和8年度の全国の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値：令和2年度と比べて約3.3万人 減少を目指すこととする。	ほっかいどう しょう ※ 北海道の障がい福祉計画で定める項目のため
【継続】	せいしんびょうしょう たいいんりつ げつじてん ばーせんといじょう げつじてん ばーせんといじょう ねんじてん ばーせんといじょう きほん 精神病床における退院率：3ヶ月時点68.9%以上、6ヶ月時点84.5%以上、1年時点91.0%以上とすることを基本とする。	せつてい 設定しない
せいかもくひょう ちいきせいかつしえん じゅうじつ 成果目標③ 地域生活支援の充実		
1 地域生活支援の充実に関する目標について		
【拡充】	れいわ ねんどまつ あいだ かくしちょうそん ちいきせいかつしえんきよてんどう せいび ふくすうしちょうそん きょうどうせいび かのう きのう 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の 充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用 状況を検証及び検討することを基本とする。	げんこうけいかく るいじ 現行計画で類似の 目標を設定
2 強度行動障害を有する者への支援体制の充実について		
【新規】	れいわ ねんどまつ きょうどうこうどうしょうがい ゆう もの かん かくしちょうそんまた けんいき しえん はあく しえんたいせい せいび すず 令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めるこ とを基本とする。	じ き けいかく せつてい 次期計画で設定
せいかもくひょう ふくししせつ いっぱんしゅうろう いこうとう 成果目標④ 福祉施設から一般就労への移行等		
1 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行に関する目標について		
ア【継続】	しゅうろういこうしえんじぎょうしょう りょう へ いっぱんしゅうろう いこう かん もくひょう 就労移行支援事業等の利用を経て一般就労に移行する者の数を令和8年度中に令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。	げんこうけいかく せつてい 現行計画で設定
イ【継続】	しゅうろういこうしえんじぎょう せつてい 就労移行支援事業：令和8年度中に、令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。	げんこうけいかく せつてい 現行計画で設定
ウ【継続】	しゅうろういこうしえんじぎょう せつてい 就労継続支援A型事業：令和8年度中に、令和3年度実績の1.29倍以上とすることを基本とする。	げんこうけいかく せつてい 現行計画で設定
エ【継続】	しゅうろういこうしえんじぎょう せつてい 就労継続支援B型事業：令和8年度中に、令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。	げんこうけいかく せつてい 現行計画で設定
オ【新規】	しゅうろういこうしえんじぎょうしょう しゅうろういこうしえんじぎょうりょうしゅうりょうしゃ し いっぱんしゅうろう いこう もの わりあい わりいじょう じぎょうしょう わりいじょう 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とす ることを基本とする。	じ き けいかく せつてい 次期計画で設定
2 一般就労後の定着支援に関する目標について		
【拡充】	しゅうろういちゃくしえんじぎょう りょうしゃすう せつてい 就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。	げんこうけいかく るいじ 現行計画で類似の 目標を設定
【新規】	しゅうろういちゃくしえんじぎょう りょうしゃすう せつてい 就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援 事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。また、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の 関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。	せつてい 設定しない ※ 達成済のため

せい かもくひょう しょう じしえん ていきょうたいせい せいびどう <b>成果目標⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等</b>		
しょうがいじ たい じゅうそうてき ちいきしえんたいせい こうちく <b>1 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築について</b>		
<b>【継続】</b>	じどうはつたつしえん ちゅうかく じゅうそうてき ちいきしえんたいせい こうちく めざ 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。	せってい たっせいずみ 設定しない ※ 達成済のため
<b>【拡充】</b>	しょうがいじ ちいきしゃかい さんか ほうよう すいしん かくしちょうそんまた かくけんいき せっち じどうはつたつしえん ちいき 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。	せってい たっせいずみ 設定しない ※ 達成済のため
なんちょうじしえん ちゅうかくてききのう ゆう たいせい こうちく <b>2 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築</b>		
<b>【拡充】</b>	なんちょうじ そうきはっけん そうきりょういくすいしん きほんほうしん ふ かくとどうふけん なんちょうじ そうきはっけん そうきりょういく そうごうてき すいしん 「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」を踏まえ、各都道府県は難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定すること。また、令和8年度末までに、各都道府県、また必要に応じて政令市において、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保や、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築を推進すること。	せってい 設定しない ※ 北海道の障がい福祉計画で定める項目のため
じゅうしょうしんしんしょう じ いりょうてき じ しえん <b>3 重症心身障がい児・医療的ケア児への支援について</b>		
<b>【継続】</b>	れいわ ねんどまつ おも じゅうしょうしんしんしょうがいじ しえん じどうはつたつしえんじぎょうしよおよびほうかごとう じぎょうしよ かくしちょうそんまた けんいき 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。	せってい たっせいずみ 設定しない ※ 達成済のため
<b>【拡充】</b>	れいわ ねんどまつ かくとどうふけん かくけんいきまた かくしちょうそん ほけん いりょう しょうがいふくし ほいく きょういくとう かんけいきかんとう れんけい ほか 令和8年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること、各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。	げんこうけいかく るいじ 現行計画で類似の目標を設定
しょうがいじにゆうしよせつ えんかつ いこうちょうせい <b>4 障害児入所施設からの円滑な移行調整について</b>		
<b>【新規】</b>	にゆうしよ じどう さいいこう おとな かんきょう えんかつ いこう れいわ ねんどまつ かくとどうふけんおよ かくせいれいし 入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和8年度末までに各都道府県及び各政令市において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。	じ きけいかく せってい 次期計画で設定
せい かもくひょう そうだんしえんたいせい じゅうじつ きょうかどう <b>成果目標⑥ 相談支援体制の充実・強化等</b>		
<b>【拡充】</b>	れいわ ねんどまつ かくしちょうそん そうごうてき そうだんしえん ちいき そうだんしえんたいせい きょうかおよ かんけいきかんとう れんけい きんみつか 令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。	せってい たっせいずみ 設定しない ※ 達成済のため
<b>【新規】</b>	きょうぎかい こべつじれい けんとう つう ちいき きばん かいほつ かいぜんどう おこな とりくみ おこな 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。	せってい たっせいずみ 設定しない ※ 達成済のため
せい かもくひょう しょうがいふくし さーびすとう しつ こうじょう とりくみ かが たいせい こうちく <b>成果目標⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築</b>		
<b>【継続】</b>	れいわ ねんどまつ とどうふけん しょうそん さーびす しつ こうじょう ほか とりくみ かが たいせい こうちく 令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。	げんこうけいかく せってい 現行計画で設定